

## 農業協同組合における理事責任追及請求の名宛人が代表理事であった場合の組合員代表訴訟の適法性

(最判平成21年3月31日民集63巻3号472頁)

来住野 究

### 〔事 実〕

A農業協同組合ほか3つの農協（「旧4農協」）は、平成13年2月15日、同年9月1日に合併してB農業協同組合を新設する旨の契約を締結した。本件合併契約は、5条1項において「前条に規定する合併日の財産目録及び貸借対照表並びにこれに附属する各種書類に、故意又は重大な過失による誤びゅう脱落若しくは隠れた瑕疵があったため、新組合が損害を受けたときは、その損害を与えた被合併組合の役員は、各個人の資格において連帯して賠償の責に任ずるものとする。」（「本件賠償条項」）と定めている。

その後、A農協の貸借対照表等において個別貸倒引当金が過少に計上されていることが判明したことから、B農協は、個別貸倒引当金を1億円以上積み増すことを余儀なくされた。

B農協の組合員であるXら（原告・控訴人・上告人）は、平成15年6月26日、B農協に対し、A農協において貸倒引当金を過少に計上するなどしていたとして、本件賠償条項に基づき、A農協の理事及び監事であった者に対してB農協の貸倒引当金の不足額等をB農協に支払うことを求める訴訟を提起するよう請求する書面を送付したが、同書面には、B農協の代表者として代表理事組合長であるY<sub>1</sub>が記載されていた。A農協の理事であったY<sub>1</sub>ら6名（被告・被控訴人・被上告人）は、本件提訴請求の時点でB農協の理事であった。

Y<sub>1</sub>は、平成15年6月30日に開催されたB農協の理事会において、出席していた理事及び監事に対し、本件提訴請求についての審議を求め、その際、本件提訴請求書の記載内容を読み上げた。B農協は、同年7月23日に開催された理事会において、監事出席の下、上記記載内容に沿ってA農協の理事及び監事であった者に対する訴訟を提起することを決議した。しかし、B農協は、更に財務状況が悪化し、事業譲渡等の措置を執らなければならない状況となったことから、内部において訴訟問題等で紛糾している時ではないとして、平成15年12月22日に開催された理事会において、訴訟を提起しないことを決議した。

そこで、Xらは、平成16年2月17日、本件組合員代表訴訟を提起した。

第1審（前橋地判平成19年4月25日民集63巻3号496頁）は、Y<sub>1</sub>らに対する訴えを却下し、Y<sub>2</sub>ら（Y<sub>1</sub>ら以外の被告・被控訴人・被上告人）に対する請求を棄却したため、控訴したところ、原審（東京高判平成19年12月12日民集63巻3号524頁）は、概ね次のように判示して第1審判決を支持した。

農業協同組合の理事に対する組合員代表訴訟を提起しようとする組合員は、あらかじめ農業協同組合に対し、書面をもって、当該理事に対する訴訟の提起を請求する必要がある、また、この

提訴請求を受けることについては、監事が農業協同組合を代表するものであるところ、XらがB農協に送付した本件提訴請求書には、同農協の代表者として代表理事組合長であるY<sub>1</sub>が記載されていたのであるから、本件訴えのうち本件提訴請求の時点で同農協の理事であったY<sub>1</sub>に関する部分は、適式な提訴請求を欠くものとして不適法である。なお、本件提訴請求について審議した同農協の理事会に同農協の監事が出席していたとしても、Y<sub>1</sub>らについて適式な提訴請求がされたことにはならない。

本件合併契約は、旧4農協を当事者とするものであり、Y<sub>2</sub>ら又はその被相続人を当事者とするものではないから、Y<sub>2</sub>ら個人と旧4農協との間で本件賠償条項に基づく責任を負う旨の合意をしたと認められる特段の事情のない限り、Y<sub>2</sub>らが上記責任を負うことにはならない。Xらは、上記特段の事情として、Y<sub>2</sub>らがA農協の理事会において本件合併契約の締結に賛成し、又は異議を唱えなかったと主張するけれども、それだけでは、Y<sub>2</sub>らが上記合意をしたということではできないし、また、他に上記特段の事情を認めるに足りる証拠もない。

仮に、Y<sub>2</sub>らが本件賠償条項に基づく責任を負う余地があるとしても、それは、B農協に具体的な損害が生じた場合に限られると解される。同農協は、本件合併によりA農協の財産をそのまま引き継いでいるのであるから、A農協の貸借対照表等に誤びゅう脱落、隠れた瑕疵があったとしても、これをもってB農協に具体的な損害が生じたということではできない。

#### 〔判 旨〕 一部破棄自判・破棄差戻

##### (1) 組合員代表訴訟の適法性について

「平成17年法律第87号による改正前の農業協同組合法（以下、単に「農協法」という。）39条2項において準用する同改正前の商法275条ノ4によれば、農業協同組合の理事に対する組合員代表訴訟を提起しようとする組合員の提訴請求を受けることについては、監事が農業協同組合を代表することとなる。

しかし、上記のとおり監事が農業協同組合を代表することとされているのは、組合員代表訴訟の相手方が代表理事の同僚である理事の場合には、代表理事が農業協同組合の代表者として提訴請求書の送付を受けたとしても、農業協同組合の利益よりも当該理事の利益を優先させ、当該理事に対する訴訟を提起しないおそれがあるので、これを防止するため、理事とは独立した立場にある監事に、上記請求書の記載内容に沿って農業協同組合として当該理事に対する訴訟を提起すべきか否かを判断させる必要があるからであると解される。

そうすると、農業協同組合の理事に対する代表訴訟を提起しようとする組合員が、農業協同組合の代表者として監事ではなく代表理事を記載した提訴請求書を農業協同組合に対して送付した場合であっても、監事において、上記請求書の記載内容を正確に認識した上で当該理事に対する訴訟を提起すべきか否かを自ら判断する機会があったといえるときには、監事は、農業協同組合の代表者として監事が記載された提訴請求書の送付を受けたのと異なる状態に置かれたものといえるから、上記組合員が提起した代表訴訟については、代表者として監事が記載された適式

農業協同組合における理事責任追及請求の名宛人が代表理事であった場合の組員代表訴訟の適法性  
な提訴請求書があらかじめ農業協同組合に送付されていたのと同視することができ、これを不適法として却下することはできないというべきである。」

「前記事実関係によれば、B農協の代表理事組合長であったY<sub>1</sub>は、平成15年6月30日に開催された同農協の理事会において、出席していた理事及び監事に対し、本件提訴請求についての審議を求め、その際、本件提訴請求書の記載内容を読み上げたというのであり、その結果、同農協は、同年7月23日に開催された理事会において、いったんは、その記載内容に沿ってA農協の理事及び監事であった者に対する訴訟を提起することを決議したというのである。そうすると、B農協の監事には、同年6月30日の時点で、本件提訴請求書の記載内容を正確に認識した上でY<sub>1</sub>らに対する訴訟を提起すべきか否かを自ら判断する機会があったというべきであるから、本件訴えは、本件提訴請求の時点において同農協の理事であったY<sub>1</sub>らに関する部分についても、適式な提訴請求があったのと同視することができ、これを不適法として却下することはできないというべきである。」

## (2) 理事及び監事の責任の有無について

「確かに、本件合併契約は、旧4農協を当事者とするものであり、Y<sub>2</sub>らを当事者とするものではない。

しかし、Y<sub>2</sub>らのうちA農協の理事会に出席して同農協が本件合併契約を締結することに賛成した理事又はこれに異議を述べなかった監事に該当する者については、本件合併契約の中に、旧4農協のうちのいずれかの農業協同組合の貸借対照表等に誤びゅう脱落等があったためにB農協が損害を受けた場合には、そのことに故意又は重過失がある当該農業協同組合の役員は個人の資格において賠償する責任を負う旨を明記した本件賠償条項が含まれていることを十分に承知した上で、A農協が本件合併契約を締結することに賛成するなどして、その締結手続を代表理事にゆだねているのであるから、同農協の代表理事を介して、旧4農協に対し、個人として本件賠償条項に基づく責任を負う旨の意思表示をしたものと認めるのが相当である。また、旧4農協においても、本件合併契約の締結に至っている以上、上記の意思表示について承諾したものと認めるのが相当である。そうすると、少なくとも、Y<sub>2</sub>らのうち上記のような理事又は監事に該当する者については、旧4農協の権利義務を承継したB農協に対する関係でも、本件賠償条項に基づく責任を免れないものというべきである。」

「確かに、本件賠償条項においては、『賠償の責に任ずる』場合について、『新組合が損害を受けたとき』と定められているところであり、その文理に照らすと、原審のように解する余地もないわけではない。

しかし、旧4農協のうちのいずれかの農業協同組合の貸借対照表等に誤びゅう脱落等があったために、B農協の資産が流出するなどして、同農協に具体的な損害が生じた場合には、当該農業協同組合の理事及び監事は、軽過失のときであっても、法律上当然に、B農協に対する損害賠償責任を負うのであるから（農協法33条2項、39条2項）、故意又は重過失の場合に限って旧4農協の理事及び監事が責任を負うものとする本件賠償条項について上記のように解するのは、当事

者の合理的意思に合致しないものというべきである。

前記事実関係によれば、本件合併契約には、B農協に引き継がれる旧4農協の財産が貸借対照表等どりのものであることを前提とする条項（4条1項）が設けられており、平成13年2月25日に開催されたA農協の臨時総会では、不良債権であるのに、そうでないように見せ掛けるなどした場合に、同農協の役員が本件賠償条項に基づく責任を負うことになることから、そのような事態の発生を回避するために、同農協の職員において注意して自己査定を行っている旨の説明がされているというのである。また、前記事実関係によれば、本件合併の前後を通じて、A農協及びB農協において、不良債権を適正に評価し、必要な貸倒引当金を計上し、財務の健全性確保に努め、自己資本比率の維持、向上を図っていくことが重要な課題となっていたことは、明らかである。

これらの事情に照らすと、本件賠償条項は、不良債権が適正に評価され、必要な貸倒引当金が計上されていることを含めて、旧4農協の貸借対照表等が正確であることを担保する趣旨の定めというべきであり、旧4農協のうちのいずれかの農業協同組合において、不良債権が適正に評価されておらず、貸倒引当金が過少に計上されていることが判明した場合には、過少に計上したことと故意又は重過失のある当該農業協同組合の理事及び監事に対して、引当不足額相当額をB農協にてん補する義務を負わせる趣旨を含むものと解するのが相当である。」

## 〔研究〕

### 1. 本件の争点

- ①農業協同組合の理事の責任を追及する組員代表訴訟において、その前提として要求される提訴請求の名宛人が監事ではなく代表理事であった場合、不適法として訴えを却下すべきか。
  - ②農協の合併契約において、被合併組合の貸借対照表等の誤謬等により新設組合が損害を被ったときは故意または重過失のある被合併組合の役員個人が賠償責任を負う旨の条項がある場合、被合併組合の理事会において上記契約の締結に賛成した理事等は、新設組合に貸倒引当金の過少計上による引当不足額相当額を填補する責任を上記条項に基づいて負うか。
- cf. 合併契約の条項に基づき被合併組合の役員が新設組合に対して負う責任は、組員代表訴訟の対象となるか。
- cf. 株式会社においても株主代表訴訟によって追及できる取締役の責任の範囲
- ㊦取締役としての地位に基づく会社法上の責任に限ると解する見解（限定債務説）
  - ㊧取締役が会社に対して負担する一切の債務に及ぶと解する見解（全債務説）
  - ㊨折衷説
  - ㊩最判平成21年3月10日金判1315号46頁：取締役が会社との取引により負担した債務についての責任も含まれる。
- 本件では、第1審においてこの点が争われているが、斥けられている。
- 役員としての資格に基づく責任であれば契約上の責任であっても代表訴訟の対象となる

農業協同組合における理事責任追及請求の名宛人が代表理事であった場合の組合員代表訴訟の適法性

か。Y<sub>2</sub>らはB農協の理事にはなっていないため、合併前のA農協の役員としてB農協に対して負う責任が代表訴訟の対象となるか。

## 2. 組合員代表訴訟の適法性

農業協同組合の組合員が理事の組合に対する責任を追及する代表訴訟を提起するには、事前に組合に対して理事の責任を追及する訴えを提起するよう請求する必要がある、その請求については監事が組合を代表する（現農協35条の5第5項・会386条2項1号）。

→ 組合・理事間の訴えにおいては、馴れ合い訴訟を防止して訴訟追行の公正を期するため、監事が組合を代表すること（現農協35条の5第5項・会386条1項）に対応して、監事が理事の責任追及の是非を判断できるよう提訴請求の受領権限を認めた。

→ 株式会社においても、取締役の責任を追及する株主代表訴訟における事前の提訴請求について監査役が会社を代表するため、本判決の射程は株式会社にも及ぶ。

### ①株主が提訴請求の名宛人を誤った場合に関する判例

㊦東京地判平成4年2月13日判時1427号137頁（取締役の責任を追及する提訴請求の名宛人を代表取締役とした事例）、大阪地中間判昭和57年5月25日判タ487号173頁・大阪地判平成12年6月21日判時1742号146頁（商法特例法上の小会社の取締役の責任を追及する提訴請求の名宛人を監査役とした事例）→ 不適法な請求

㊧大阪地判平成12年5月31日判時1742号141頁：取締役及び監査役の責任を追及する提訴請求の名宛人を単に会社とした場合につき、一般に担当部署に回付する仕組みが整備されているから、不適法とまではいえない。

cf. 大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁（大和銀行事件：取締役の責任を追及する提訴請求を監査役に横滑りした同人に対して行った事例）：「取締役の責任を追及する訴えについて、監査役に対して事前の提訴請求を行っており、形式的には前記法条の要件を具備しているけれども、実質的には、被告に対する提訴の要否及び当否を同被告自身に判断させることとなり、商法が会社に対する事前の提訴請求を要求する趣旨に照らし、原告らが事前の提訴請求を行ったものと評価することはできない。すなわち、右提訴請求における手続上の瑕疵は重大であり、加えて、訴訟要件を具備するか否かの判断は明確であることが要請されるから、提訴請求を受けた同被告が他の監査役に提訴請求書を見せ、監査役会で提訴しない旨決議したこと、大和銀行が、同被告の取締役としての責任を追及する本件訴えが提起された事実を知りながら、訴えを提起したり共同訴訟参加したりしなかったこと等の事情を勘案しても、同被告に対する本件訴えのうち取締役としての責任を追及する部分については不適法であり、却下を免れないものと解するのが相当である。」

### ②学説

㊦厳格にこれを不適法な請求と解する見解

㊧会社に対して提訴請求がなされた以上、それを受領権者に回付すべきであり、不適法ではないとする見解

⑦現実に受領権者に回付された場合には瑕疵が治癒されると解する見解

### ③私見

会社法847条1項は会社に対する提訴請求を要求しているにすぎず、会社法386条2項1号も監査役が提訴請求の受領権限を有することを定めているにすぎないから、提訴請求の名宛人を監査役としなければならないわけではない。

→ 監査役が受領権限を有するという事は、提訴請求を監査役が受領すれば会社に到達したと法的に評価されるということである。監査役が受領するかは会社内部の文書回付の問題にすぎず、提訴請求書が会社の管理下に入りさえすれば会社に到達したと評価することは、監査役の受領権限を法定した意義を乏しくする。

→ 社会通念上会社宛と認められる提訴請求がなされ、監査役またはその代理人がそれを受領すれば、その請求は効力を生ずると解すべきである。

### ④本判決の問題点

本判決は、専ら提訴請求について監事が代表することになっている趣旨を重視し、その趣旨に反しなければ、名宛人を誤った提訴請求も不違法ではないと解し、従来の判例・学説とは異なる見解を示した。

→ 代表訴訟を提起するには原則として提訴請求後60日を待たなければならない、その期間は提訴請求の到達日を基準として起算される、本判決では提訴請求はいつの時点で効力を生ずるのかが明らかではない。60日の期間内に監事が不提訴の決定をしたとしても、その決定に法的拘束力はなく、代表訴訟の提起が妨げられるわけではないし、60日の経過前に代表訴訟を提起しても、当然に却下されるわけではなく、60日の経過によってその瑕疵が治癒されると解する余地があることに鑑みれば、提訴請求の到達時を確定する実益は乏しいともいえるが、理論的には看過しえない。

→ 本判決においては、監事の出席する理事会において請求書の記載内容が読み上げられたことをもって監事が請求を受領したと評価するのであれば、むしろその点が強調されるべきである。とすると、本判決は、監事において請求書の記載内容を正確に認識した上で理事に対する提訴の是非を自ら判断する機会があれば、瑕疵が遡って治癒され、その請求書を代表理事が受領した時をもって請求は効力を生ずると理解すべきか。

## 3. 理事及び監事の責任

### (1) 本件賠償条項の効力の根拠

本件賠償条項が役員に基づいている限り、その効力を否定する必要はない。

cf. 大判昭和6年11月28日新聞3345号17頁：甲乙会社の合併契約において、「乙会社ノ帳簿ニ現存セサル債務ノ負担其ノ他甲会社ノ損失ニ帰スヘキ過漏アルトキハ乙会社ノ取締役連帯シテ之ヲ所弁スル旨」の条項がある場合につき、「二個ノ株式会社カ合併ヲ為スニ当リ之ニ附帯シテ合併ニ因リ消滅スル会社ノ取締役ヲシテ其ノ会社ノ債務ニ関シ合併後存続スル会社ニ対シ個人トシテ賠償ノ責ニ任セシメムトスルカ如キ契約ハ其ノ取締役タル個人ト相手方タル会社トノ間

農業協同組合における理事責任追及請求の名宛人が代表理事であった場合の組員代表訴訟の適法性

ニ於ケル債務契約ニ過キササルヲ以テ両会社ノ合併契約以外ニ右契約ノ当事者間ニ於テ特ニ右事項ニ付合意ヲ為シタル場合ニ非サレハ其ノ契約ノ効力ヲ生セサルコト勿論ナリトス」とした上で、株主総会に出席して合併契約を承認しただけでは足りず、取締役が両会社の合併契約に関与するなど、取締役・甲会社間において右条項を内容とする合意の成立を窺うことのできる事実を要するとした。

- 本判決も、A農協の理事会に出席して本件合併契約の締結に賛成した理事またはこれに異議を述べなかった監事は、代表理事を介して旧4農協との間で意思表示を交換することによって、本件賠償条項に基づいて責任を負う旨の契約が成立したと構成する。
- 主契約の人的担保としての機能に鑑みれば、本件賠償条項は保証契約に準じて役員・合併当事組合との間で締結される契約と評価する余地がある。
- 合併当事組合にとって各役員が本件賠償条項に賛成しているかどうかは必ずしも明らかでない以上、各役員との間で黙示の意思表示を交換していると解するのはかなり無理がある。また、本件賠償条項に基づく役員責任は、合併契約の効果として新設組合に対して負うものであるから、合併契約の内容を構成し、役員を当事者とする契約の効果として生ずるものではない。
- 本件賠償条項は役員に一定の責任を負わせる旨のA農協の意思であるから、それに同意する役員はA農協に対して表示されていればよい。
- 本件において、役員は本件賠償条項に基づき責任を負う旨の明示の同意をしていない以上、合併契約の内容の決定に対する関与の態様によって黙示の同意の有無を判断するほかはないが、A農協の理事会に出席して本件合併契約の締結に賛成した理事及びこれに異議を述べなかった監事には黙示の同意があったと評価してよからう。

## (2) 本件賠償条項の適用範囲

本判決は、本件賠償条項の合理的意思解釈として、役員は具体的な損害の有無を問わず引当不足額填補責任を負うものと解しており、その根拠として、組合に対する役員責任に関する平成17年改正前農協法33条2項（現35条の6第1項）との関係を挙げる。

- 本件賠償条項に基づく責任は、A農協の役員が合併の効力発生後にB農協に対して直接負うものであって、役員はA農協に対する責任（A農協が役員に対して有する損害賠償請求権）をB農協に承継せしめるものではない。したがって、引き合いに出すべきは、農協法33条2項ではなく、役員は第三者に対する責任に関する3項・4項（現35条の6第8項・9項。会社法429条に相当する）である。
- 役員は第三者に対する法定責任と対比すれば、悪意・重過失による任務懈怠に基づく損害賠償責任という点では、本件賠償条項は旧農協法33条3項と同一内容となり、格別の意味はないことになるし、計算書類の虚偽記載に基づく損害賠償責任については、旧農協法33条4項は悪意・過失の有無に関する立証責任を役員に転換しているのに対して、本件賠償条項は悪意・重過失の場合に限定する点において責任を緩和することになってしまう。とすれば、本件賠償条項の文理からは乖離するが、本件の諸事情に即した合理的意思解釈としては、旧農協法33条3項・4項とは異なる独自の責任を定めたものであり、A農協の役員はB農協に対して貸倒引当

共同研究：民事法最新重要判例研究会

金の過少計上による引当不足額相当額を填補する責任を負う余地があると解さざるをえない。

**【付記】**

本報告をもとに加筆修正した完成稿は法学研究94号に掲載した。